第３回　金融審議会資金決済ワーキング・グループ

資料１－１

事務局説明資料（銀行等におけるAML/CFTの高度化・効率化に向けた対応）

2021年11月26日

金融庁
Financial Services Agency, the Japanese Government

目次

１．共同機関に対する業規制の概要（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

２．共同機関を含むAML/CFT業務に係る国民への周知・広報等 ・・・・・・・・・・ 11

１．共同機関に対する業規制の概要（案）

共同機関に対する業規制の概要（案）

（共同機関に対する業規制の基本的考え方）

○ 共同機関が多数の銀行等から委託を受け、その業務の規模が大きくなる場合、
- 銀行等による共同機関に対する管理・監督に係る責任の所在が不明瞭となり、その実効性が上がらないおそれ
- 共同機関の業務は、AML/CFT業務の中核的な部分を行うものであり、共同機関の業務が適切に行われなければ、日本の金融システムに与える影響が大きいものとなりうる

➡ 共同機関に対する業規制を導入し、当局による直接の検査・監督等を及ぼすことで、その業務運営の質を確保する。

対象業務	• 銀行等（預金取扱等金融機関・資金移動業者）からの委託を受けて、為替取引に関して、以下の業務を行うこと ① 顧客等が制裁対象者に該当するか否かを照合し、その結果を銀行等に通知する業務（取引フィルタリング関連の業務） ② 取引に疑わしい点があるかどうかを分析し、その結果を銀行等に通知する業務（取引モニタリング関連の業務）
参入要件	• 一定の財産的基礎 • 共同機関の業務に対する適切なガバナンス体制の確保や資金調達の容易性等の観点から株式会社形態 （注）取締役会及び監査役会、監査等委員会又は指名委員会等を置くもの • 業務を的確に遂行できる体制の確保（業務の実施方法等）など
兼業規制	• 個人情報の適正な取扱い等との関係で、一定の制限が必要 • 取引フィルタリング・取引モニタリングに関連するものが基本
個人情報の適正な取扱い	• 多くの個人情報を取り扱うとの業務特性に鑑み、銀行等と同様の個人情報保護法の上乗せ規制（一定の体制整備義務等） （注）各銀行等から共同機関に提供される個人情報は、分別管理し、他の銀行等と共有しないことを想定。また、共同化によるメリットの一つである分析の実効性向上を図る観点から、これに資するノウハウを特定の個人との対応関係が排斥された形（個人情報ではない形）で共有することを想定。
検査・監督	• 業務の適正な運営を確保する観点から当局による検査・監督を実施

共同機関における個人情報の適正な取扱い①（取扱う個人情報）

○　共同機関においては、業務実施にあたり、政府機関等が公表する「制裁対象者リスト」や、銀行等が利用者から取得した「顧客情報」や「取引情報」といった個人情報を含む多くの情報を取り扱うこととなる。

＜共同機関が行うことが想定される「事務」の例＞

①**「取引フィルタリング」**関連
- 「制裁対象者リスト（注１）」をこれを公表している政府機関等から、収集、保有、最新化。
- 「顧客情報・取引情報（注２）」を銀行等から提供を受けて、当該情報と上記リストとを照合し、その結果を銀行等に通知。

②**「取引モニタリング」**関連
- 「顧客情報・取引情報」を銀行等から提供を受けて、取引に疑わしい点があるかどうかを分析し、その結果を銀行等に通知。

③ 業務に必要となる「情報システム・プログラム」を開発、管理・運用、更改(高度化)する(必要に応じ、システムベンダー等に委託)。

（注１）国の機関・外国の政府機関・国際機関等が公表、（注２）銀行等が、取引にあたり顧客から提供を受けたもの

共同機関の業務（イメージ）

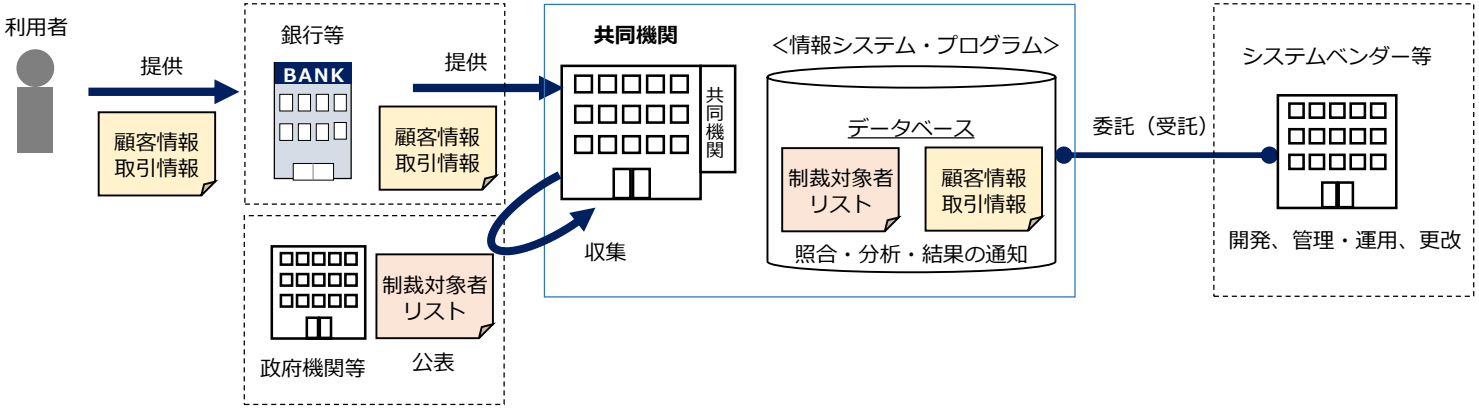

＜共同機関が取り扱うことが想定される「情報」（個人情報を含む）の例＞

制裁対象者リスト	・制裁対象者の氏名・生年月日・住所・国籍・出生地・役職・旅券番号など（具体的なイメージはＰ10参照） ・その他政府関係機関等により公表されている制裁対象に関する情報
顧客情報/取引情報	・依頼主情報（氏名・生年月日・顧客番号・住所・国籍・業種・口座情報（預金種別・口座番号・残高情報）等）、受取人情報（氏名・金融機関名・口座番号等）、取引チャネル（店頭、ATM、ネットバンキング等）、送金金額、取扱通貨、送金目的、取引日時など ・分析システムの開発・更改（高度化）時の学習に必要なものとして、過去一定期間の取引に係る上記情報、これまでの取引の中で、最終的に疑わしい取引の届出を行ったか、行わなかったかの情報

共同機関における個人情報の適正な取扱い②（適正な取扱いに向けた対応）

○　多くの個人情報を取り扱うこととなる共同機関においては、個人情報の適切な取扱いの確保は極めて重要。
○　共同機関は、個人情報保護法に基づく各種規制・監督等に服することとなるが、
　―　多数の銀行等からの委託を受けて、多くの個人情報を取り扱うこととなるとの業務特性を踏まえ、
　―　個人情報保護法の上乗せ規制として、共同機関に対する業規制において、個人情報の適正な取扱いに関する以下の規律を課した上で、履行状況について、業規制に基づく検査・監督を行うことが考えられる。

個人情報保護法の上乗せ規制として、**業規制**に盛り込むことが考えられる**体制整備義務等の規律**

情報の安全管理措置

- 業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講ずべきこと

個人利用者情報の安全管理措置等

- 共同機関が取り扱う個人である銀行等の利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るための措置を講ずべきこと

非公開情報の取扱い

- 共同機関が取り扱う個人である銀行等の利用者に関する非公開情報（業務上知り得た公表されていない情報）を取り扱うときは、適切な業務の運営の確保や目的外利用を防止するための措置を講ずべきこと

目的外利用の禁止

- 共同機関の役職員等の業務上知り得た情報の目的外利用の禁止
- 共同機関から委託を受けた者等についても同様であること

秘密保持義務

- 共同機関の役職員等の業務上知り得た秘密を保持すべきこと
- 共同機関から委託を受けた者等についても同様であること

共同機関における個人情報の適正な取扱い③（関連し得る規定（利用目的の特定・通知又は公表））

○　共同機関の個人情報の取扱いの適正性は、業規制に基づく規制・監督等に加えて、共同機関における業務実施方法や個人情報の取扱いに係る個別具体的な態様を踏まえ、個人情報保護法やそのガイドライン等に基づき確保される必要があり、共同機関においては、例えば、以下の各点に留意することが必要と考えられる。

＜1＞　**銀行等が個人データを共同機関に提供する際の**銀行等の顧客に対する**「利用目的の特定・通知又は公表」**に関して

利用目的の特定

- 銀行等（個人情報取扱事業者）は、個人情報を取り扱うに当たっては、その**利用目的をできる限り特定**しなければならない（参考：法第15条第１項）

利用目的の変更

- 銀行等は、**利用目的を変更する場合**は、**変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲**を超えて行ってはならない（参考：法第15条第２項）

目的外利用

- 銀行等は、**原則**として、**あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない**（参考：法第16条第１項）
- **人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合**であって、**本人の同意を得ることが困難であるとき**は、**あらかじめ本人の同意を得ることなく**、特定された**利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができ**、具体的には、**「事業者間において、暴力団等の反社会的勢力情報、振り込め詐欺に利用された口座に関する情報、　意図的に業務妨害を行う者の情報について共有する場合」**や**「不正送金等の金融犯罪被害の事実に関する情報を、関連する犯罪被害の防止のために、他の事業者に提供する場合」**が該当する（参考：法第16条第３項第２号、GL通則編p36）

利用目的の通知・公表

- 銀行等は、**個人情報を取得した場合**は、**原則**として、**あらかじめその利用目的を公表している場合を除き**、速やかに、その**利用目的を、本人に通知し、又は公表**しなければならない（参考：法第18条第１項）
- 銀行等は、上記にかかわらず、**原則**として、本人との間で契約を締結することに伴って**契約書その他の書面（電磁的記録を含む）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合**その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、**あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示**しなければならない（参考：法第18条第２項）
- 銀行等は、**利用目的を変更した場合**は、**原則**として、**変更された利用目的**について、**本人に通知し、又は公表**しなければならない（参考：法第18条第３項）

＜参考＞現在公表されている銀行の「個人情報の利用目的」の例

- **犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため**
- 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため

（出所）個人情報の保護に関する法律（令和４年４月１日施行）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（令和３年10月一部改正）より作成

共同機関における個人情報の適正な取扱い④（関連し得る規定（本人同意の要否））

＜2＞ **銀行等が個人データを共同機関に提供する際の**銀行等の顧客による**「本人同意の要否」**に関して

原則

- 銀行等（個人情報取扱事業者）は、**原則**として、**あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない**（参考：法第23条第１項）
- **「本人の同意」**とは、**本人の個人情報が、銀行等によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する**旨の当該本人の意思表示をいい、「本人の同意を得（る）」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該銀行等が認識することをいい、**事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法**によらなければならない（参考：GL通則編p28）

例外

- **人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合**であって、**本人の同意を得ることが困難であるとき**は、**あらかじめ本人の同意を得ることなく、第三者に個人情報を提供することができ**、具体的には、**「事業者間において、暴力団等の反社会的勢力情報、 振り込め詐欺に利用された口座に関する情報、 意図的に業務妨害を行う者の情報について共有する場合」**や**「不正送金等の金融犯罪被害の事実に関する情報を、関連する犯罪被害の防止のために、他の事業者に提供する場合」**が該当する（参考：法第23条第１項第２号、GL通則編p36）

委託に伴って個人データが提供される場合（共同機関が第三者に該当しない場合）

- 銀行等が**利用目的の達成に必要な範囲内**において**個人データの取扱い**の全部又は一部を**委託することに伴って当該個人データが提供される場合**には、当該個人データの**提供を受ける者（共同機関）は、上記第三者に該当しない**（参考：法第23条第５項第１号）
- この場合において、当該提供先（共同機関）は**銀行等から委託された業務の範囲内でのみ**、**本人との関係において提供主体である銀行等と一体のものとして取り扱われることに合理性がある**ため、**委託された業務以外に当該個人データを取り扱うことはできない**（参考：GL通則編p78）
- 複数の銀行等から個人データの取扱いの委託を受けている者（共同機関）が、**各銀行等から提供された個人データを区別せずに混ぜて取り扱っている場合**は、**委託された業務以外に当該個人データを取扱っている**こととなる（参考：法Q&Ap52）

その他（個人情報該当性）

- **複数人の個人情報を機械学習の学習用データセットとして用いて生成した学習済みパラメータ（重み係数）**は、学習済みモデルにおいて、特定の出力を行うために調整された処理・計算用の係数であり、**当該パラメータと特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては**「個人に関する情報」に該当するものではないため、**「個人情報」にも該当しない**と考えられる（参考：法Q&Ap２）

（出所）個人情報の保護に関する法律（令和４年４月１日施行）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（令和３年10月一部改正）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A（令和３年９月10日更新）より作成

共同機関における個人情報の適正な取扱い⑤（想定される取扱い事例）

○　共同機関においては、業規制等に基づく適切な規制・監督等の下で、例えば、下記事例のように、
- 　各銀行等から共同機関に提供される個人情報は、分別管理し、他の銀行等と共有しない、【事例１】
- 　さらに、共同化によるメリットの一つである分析の実効性向上を図る観点から、これに資するノウハウを特定の個人との対応関係が排斥された形（個人情報ではない形）で共有する、【事例２】

ことにより、個人情報の保護を適切に図りつつ、プライバシーにも配慮した形で、共同化によるAML/CFTの実効性向上等との適切なバランスが確保されるものと考えられる。

○　なお、共同機関において、各銀行等から提供された個人情報を共有して利用することは、ある銀行等から他の銀行等への個人情報の第三者提供に該当するため、原則本人同意が必要となる。

● 　前頁までの各留意点等を踏まえると、例えば、以下の事例において、銀行等による共同機関への個人データの提供に関して、①当該銀行等の利用者の同意が必要か否か、②当該銀行等において現在公表されている利用目的の範囲内といえるか否かについて、一般論として、以下のように整理することができるか。

【事例１】**「①委託の範囲内で顧客同意不要、②利用目的の範囲内」**

【事例２】**「①委託の範囲内で顧客同意不要、②利用目的の範囲内」**

- 各銀行は、顧客から個人情報の提供を受けるにあたり、**「犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため」との利用目的**を**通知・公表**。

a. 共同機関は、各銀行から提供を受けた**個人データを銀行別に分別管理**し、他の銀行のものと**混ぜずに業務を実施**。

b. 共同機関は、各銀行の取引等を分析した**結果（個人データを含む）は、委託元の各銀行にのみ通知**し、他の銀行と**共有しない**。

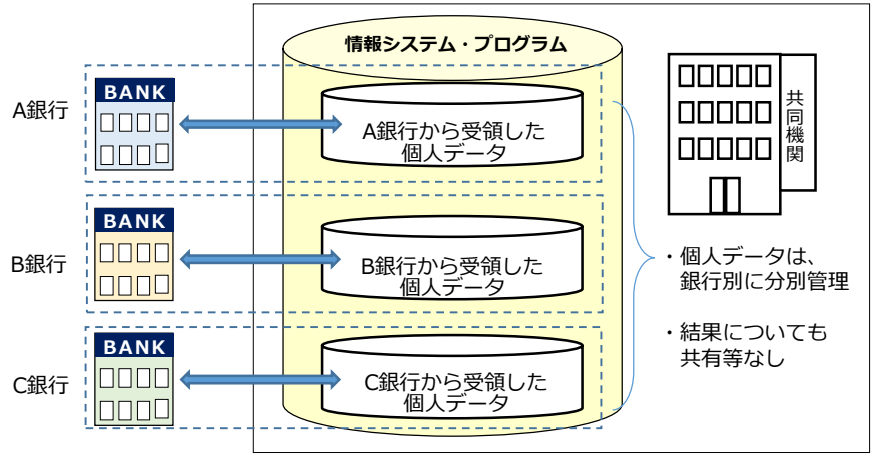

- **左記a、bに加えて、**
- **各銀行から提供された個人データを基に機械学習**を通じて**生成された学習済みパラメータ（特定の個人との対応関係が排斥されたものに限る）を共有**し、**各銀行の分析で活用**。

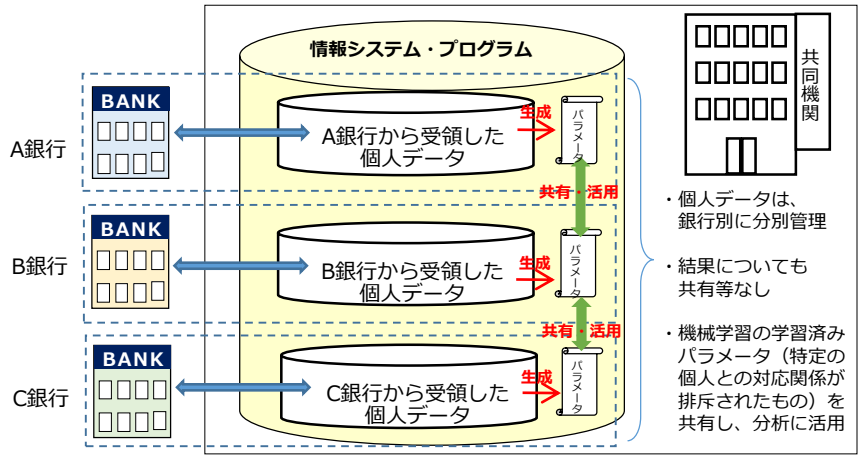

（参考）共同機関の業務フローのイメージ

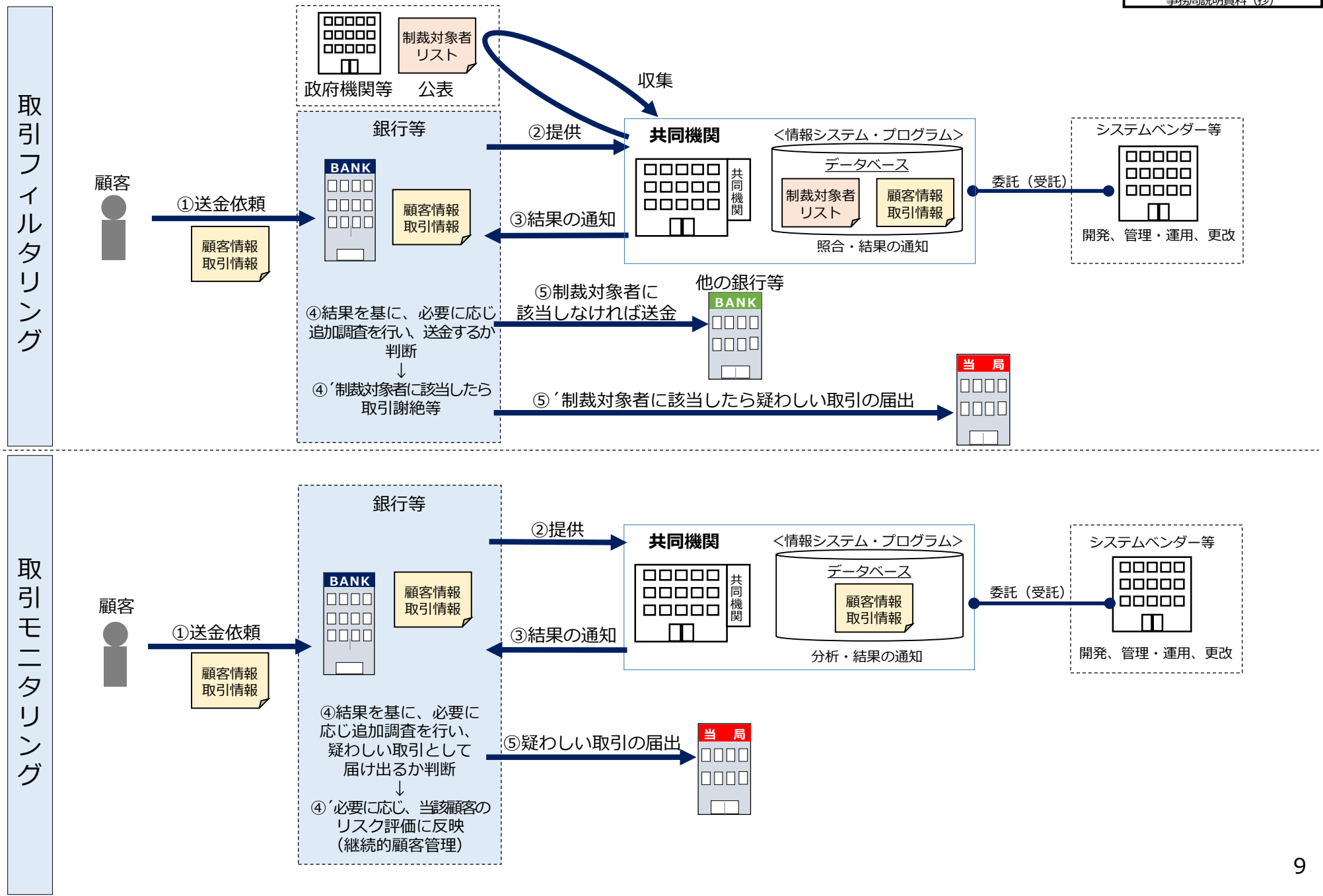

（参考）制裁対象者リストのサンプル

No. カタカナ氏名 （アルファベット氏名）

称号：

役職：

生年月日：

出生地：

別名：

確定に十分でない別名：

国籍：

旅券番号：国名 旅券番号：

ＩＤ番号：

住所：

国連制裁委員会による指定日　　年　月　日（改訂日　　年　月　日、　　年　月　日、　　年　月　日）

その他の情報：国連安全保障理事会決議第　　号　及び　に従い制裁リストに掲載（渡航禁止、資産凍結）。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：

（出所）外務省告示より金融庁作成

２．共同機関を含むAML/CFT業務に係る国民への周知・広報等

共同機関を含むAML/CFT業務に係る国民への周知・広報等

○　共同機関の業務内容等についての銀行等や共同機関における情報の適切な提供に加えて、政府においても、共同機関を含む銀行等におけるAML/CFTの取組みの重要性等について、引き続き、国民に分かり易い形で周知・広報を行う必要。

■成長戦略フォローアップ（抄）（2021年６月18日閣議決定）

我が国における金融業界全体のマネー・ロンダリング及びテロ資金供与に関する対応を高度化していくため、検査要員の確保等の検査・監督体制の強化、**政府広報の活用等による利用者への周知等を進める**とともに、**共同システムの実用化及び関連する規制・監督上の所要の措置を検討・実施する**。

■マネー・ローンダリング・テロ資金供与等に関する政府広報（金融庁ウェブサイト）

金融機関窓口や郵送書類等による
確認手続にご協力ください

金融庁・金融機関は、金融サービスを悪用するマネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の対策（以下、マネロン等対策）に取り組んでいます。

犯罪で得られたお金を多数の金融機関を転々とさせることで資金の出所をわからなくしたり、テロリスト等に容易にお金を送金されてしまうと、将来の犯罪活動やテロ活動を助長することになってしまいます。このため、年々複雑化・高度化するマネロン等の手口に対抗できるよう、金融機関では様々な確認手続を行うなどして、対応を進めています。犯罪組織やテロリスト等への資金の流れを止めることで犯罪やテロを未然に防止して、皆様の安心・安全な生活を守るとともに、皆様の預金や資産を守るため、ご理解とご協力をお願いいたします。

・金融機関から、お客さまの情報やお取引の目的等の定期的な確認を求められる場合がありますのでご協力をお願いいたします。

- 各種窓口のご案内
- 金融行政モニター
- 入札公告等
- 申請・届出・照会
- パブリックコメント
- 情報公開等
- 利用者の方へ